

棚田等保全協議会かごしま会則

(目的)

第1条 古来より農業者の努力と工夫の積み重ねにより拓かれ、維持されてきた棚田等は伝統的な技術を伝承し、独特の景観美による原風景を形成するだけでなく、土砂崩壊防止、洪水調節、水源涵養などの公益的機能も発揮している。

このため、本会は棚田を有する市町村、各種団体及び個人が、棚田を通してネットワーク化を図る組織とし、会員の主体的な参加を通じて、地域の活性化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、棚田等保全協議会かごしまと称する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 棚田地域等のネットワーク化や情報収集・発信・交換に関すること。
2. 保全活動者や現地技術指導者の登録、派遣調整に関すること。
3. 棚田地域等の組織的な保全活動の推進・支援や人材育成に関すること。
4. 棚田地域等の歴史、実態、活用のための調査研究に関すること。
5. 講演会、研修会等の開催や推進並びに棚田サミットへの参加に関すること。
6. 民間資金の募集及び徴収、棚田地域等保全団体への民間資金の交付に関すること。
7. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、市町村、各種団体、個人とする。
ただし、個人会員は理事会の承認を必要とする。

(役員名及び員数)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
監 事	2 名
理 事	若干名

(役員を選出)

- 第6条 会長は、会員の中から総会において選出する。
- 2 副会長は、会員の中から総会において選出する。
 - 3 理事は、会員の中から総会において選出する。
 - 4 監事は、会員の中から総会において選出する。

(役員職務)

- 第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を組織し会長の要請により会務を審議する。
 - 4 監事は、本会の財産及び会務の状況を監査する。

(役員任期)

- 第8条 役員任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 役員に欠員を生じたときは、第5条の規定に準じて補充する。
 - 3 前項の役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問・参与)

- 第9条 この会に顧問・参与を置くことができる。顧問・参与は、会長が委嘱する。
- 2 顧問は鹿児島県農村振興課長及び鹿児島県農地整備課長とし、参与は棚田等保全活動協賛事業を実施している市町村を所管する、県地域振興局農林水産部農村整備課長とする。
 - 3 顧問・参与は会議に出席し、意見を述べる事ができる。

(総会)

- 第10条 会長は、総会を毎年度1回招集しなければならない。
- 2 会長は、会員の3分の1以上の請求があったとき、または、会長が必要と認めるときは臨時総会を招集する。
 - 3 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、代理人を定めて表決を委任することができる。
議事は出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 4 総会に附議する事項は次のものとする
 - (1) 会則に特に定めた事項
 - (2) 事業計画及び収支予算の設定、変更に関する事項
 - (3) 事業報告及び収支決算書の承認に関する事項
 - (4) その他本会の運営に関し理事会において必要と認めた事項
 - 5 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし会長に事故あるときは、副会長がこれにあたる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織し、会長が必要に応じてこれを招集しその議長となる。

2 理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

ただし、やむを得ない理由のため、理事会に出席できない場合は、それぞれが所属する団体の職員が代理できるものとする。

3 理事会に附議する事項は次のものとする。

(1) 会則に特に定めた事項

(2) 事業を執行するための方針に関する事項

(3) 総会の招集及び総会に附議すべき事項

(4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(5) 総会の議決を要するもので緊急を要し、総会を招集するいとまがないと認めた事項

(6) その他会長が必要と認めた事項

(事務局)

第12条 この会の事務局を鹿児島県土地改良事業団体連合会本部内に置き、事務局長及び同局員は会長がこれを指名するものとする。

2 総会及び理事会で議決された事項については、事務局長が事務を処理する。

(会計)

第13条 本会の経費は、会費、負担金、事業益、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 会費の額は、総会で定める。

3 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の変更)

第14条 本会則の変更は、総会の議決を経なければならない。

附則 この会則は、平成11年5月25日から施行する。

この会則は、平成16年8月11日から施行する。

この会則は、平成20年7月9日から施行する。

この会則は、平成25年7月10日から施行する。